

大阪医科大学産官学連携受託研究取扱規程

(平成24年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪医科大学（以下、「本学」という。）が大阪医科大学産官学連携ポリシーに従い受託研究の取扱について必要な事項を定める。ただし、医薬品及び医療用具の臨床治験（委託者の負担する経費を使用して研究を実施し、その成果を委託者に報告する研究）については、別に定める大阪医科大学附属病院治験実施基本規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において次の号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「委託者」とは、この規程により本学に研究を委託する外部機関をいう。
- (2) 「受託研究」とは、本学において委託者から委託を受けて行う研究でこれに要する研究費等を委託者が負担するものをいう。
- (3) 「研究代表者」とは、本学の常勤職員で本学において受託研究を総括する者をいう。
- (4) 「研究代表者等」とは、受託研究に従事する本学の研究代表者及び研究担当者をいう。
- (5) 「学部等」とは、医学部、看護学部、大学院医学研究科及びその他の付置施設をいう。

(受け入れの原則)

第3条 受託研究が教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じる恐れがないと認められる場合に限り、受け入れるものとする。

(受け入れの条件)

第4条 受託研究の受け入れに当たっては、次の各号の条件を付さなければならない。

- (1) 受託研究は、原則、委託者が一方的に中止することができない。
- (2) 受託研究の結果生じ、かつ、本学に帰属する知的財産は、無条件で委託者に無償で使用させ、又は譲与できない。ただし、本学が及び委託者が受託研究契約書において合意した場合、別の取扱ができるものとする。
- (3) 受託研究に要する経費で取得した設備等は、返還しない。ただし、本学と委託者が受託研究契約書において合意した場合、別の取扱ができるものとする。
- (4) やむを得ない理由で受託研究を中止し、又は研究期間を延長することにより委託者が損害を受けた場合でも、これに対し本学は責任を負わない。
- (5) 受託研究を完了し若しくは中止し、又はその期間を変更した場合において、受託研究に要する経費の額に不用が生じ、委託者から不用となった額について返還の請求があった場合には、当該不用分を委託者に返還する。ただし、委託者からの申し出により中止する場合には、原則として、当該経費は返還しない。

- 2 本条第1項第1号から第5号の条件は、委託者が国の機関、独立行政法人、国立大学法人若しくは公庫、公団等の政府関係機関又は地方公共団体の場合には、この規程に拘らず、別に取り扱うことができる。

(受託研究の申請)

第5条 受託研究の申し入れをする委託者は、所属長を通じて、所定の様式による申請書を学部等の長に提出しなければならない。

(受け入れの決定及び報告)

第6条 受託研究の受け入れは、学部等の長が決定する。

- 2 前項の受け入れを決定するにあたっては、予め当該学部又はこれに代わる機関の議決を得るものとする。
- 3 学部等の長は、第1項及び第2項により受託研究の受け入れを決定した場合には、学長及び委託者に当該研究に関わる研究代表者等、受託研究費、研究期間等に関する事項を報告するものとする。

(契約の締結)

第7条 学長は、第6条により受託研究の受け入れの報告を受けたときは、速やかに委託者と受託研究契約（以下、「受託研究契約書」という。）を締結するものとする。

- 2 学長は、受託研究契約を締結したときは、その旨を学部等の長に通知するものとする。

(受託研究に要する経費)

第8条 受託研究に要する経費は、次の各号に定めるとおりとする。研究費は、本学の財務部を通じて教室研究費又は特定の研究費として処理するものとする。

- 2 委託者は、謝金、旅費、設備費、研究支援者等の人件費、消耗品等の当該受託研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下、「直接経費」という。）及び当該受託研究遂行に関連し直接経費以外に必要な経費に相当する額（以下、「間接諸経費」という。）との合算額を負担するものとする。
- 3 経費額の算定が困難な場合には概算とし、年度別分割、終了時などに精算することができる。
- 4 間接諸経費の算定基準については別に定める。
- 5 研究費は、受託研究契約書に基づき指定される指定期日までに指定金融機関に納付するものとする。

(受託研究の中止又は期間の変更)

第9条 研究代表者は、受託研究を中止し、又は研究期間を変更しなければならない事由が生じたときは、所属長を通じて、直ちに学部等の長にその旨報告し、所定の様式による受託研究中止・期間の変更申請書を提出しなければならない。

- 2 学部等の長は、前項の報告を受けた場合において、受託研究の遂行上やむを得ないと認める場合は、当該受託研究を中止し、又は研究期間の変更を決定することができる。
- 3 前項の決定に対し、学部等の長は、当該受託研究の措置について、委託者と協議する

ものとする。学部等の長は、その旨を、学長に報告しなければならない。

- 4 学長は、第2項又は第3項に基づき、当該受託研究を中止し、又は変更することを決定した場合には、委託者と当該契約を解除又は研究期間の変更に関する取り決めを締結するものとする。また、その旨を学部等の長に通知するものとする。
- 5 第2項又は第3項に基づき、当該受託研究を中止し、又は変更することが決定された場合の研究費の追加徴収又は一部返還については、受託研究契約書の定めに基づき措置されるものとする。

(研究の報告)

- 第10条** 研究代表者は、当該受託研究が完了したときは、速やかに所定の様式による受託研究終了報告書を、所属長を通じて、学部等の長に提出するものとする。
- 2 学部等の長は、前項の定めによる報告を受けたときは、学長にその旨を報告するものとする。
 - 3 学長は、委託者への報告について、受託研究契約書に基づき措置するものとする。

(研究成果の公表)

- 第11条** 受託研究による研究成果の公表の時期及び方法については、受託研究契約書に基づき、委託者と協議の上行うものとする。

(知的財産の取扱い)

- 第12条** 受託研究の結果得られた研究成果に係る知的財産等の取扱いは、受託研究契約書に基づき処理するものとし、受託研究契約書に定めのない事項については、大阪医科大学職務発明取扱規程によるものとする。

(事務)

- 第13条** この規程に定める事務は、研究推進課及び関連部署が担当する。

(雑則)

- 第14条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める

(改廃)

- 第15条** この規程の改廃は、医学部教授会及び看護学部教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行に伴い大阪医科大学受託研究取扱規程は平成24年3月31日をもって廃止する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。